

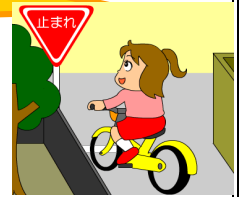


あかし自転車かわら版



平成30年 5月

5月は「自転車月間」です!



①「自転車月間」とは

昭和56年5月に我が国で「**自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律**」が施行されたことを記念して設定された月間です。

警察庁を始め、各種公益法人等の関係団体で構成する「**自転車月間推進協議会**」が中心となって実施している運動で、自転車に関する様々な行事が行われます。

②自転車月間重点推進事項

- 1 あらゆる機会と各種広報媒体を活用した交通ルールの周知徹底
- 2 全ての年齢層に対する自転車安全教育の推進
- 3 街頭における指導啓発及び指導取締り活動の強化
- 4 自転車の賠償責任保険等の加入促進と被害軽減対策の推進

<自転車安全利用五則>

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 交通ルールを守る
- 5 子供はヘルメットを着用



兵庫県明石警察署